

生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先			
	事業者の名称	フリガナ	カブシキガイシャナミキ
		株式会社ナミキ	
	事業者の所在地	〒175-0094 東京都板橋区成増 3－1 2－1	
		事業者の連絡先	電話番号
	FAX 番号		0 3－5 3 8 3－9 3 3 4
	ホームページアドレス		https://senior-namiki.com/
	事業者の代表者名		代表取締役 蒲澤 亮太

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先				
	事業主体の名称	フリガナ	カブシキガイシャナミキ	
		株式会社ナミキ		
	事業主体の主たる事務所の所在地	〒175-0094 東京都板橋区成増 3-12-1		
		事業主体の連絡先	電話番号	03-3975-6222(代表)
	FAX 番号		03-3975-6484	
	ホームページアドレス		なし	
			あり	http://www.namiki-grp.co.jp/
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名	蒲澤 亮太		
	職名	代表取締役		
事業主体が行っている主な事業等	建設事業、賃貸事業、資産活用事業			

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先			
	住宅の名称	フリガナ ソンボノイエエスヒガシスミダヒカリ	

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等			
介護保険制度では担いきれない利用者の求める生活の質の確保や維持向上を実現させ、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援することを目的として本サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスの対価としての利用料を支払う。なお、介護保険サービスや医療保険サービス等を必要とする場合は、利用者がそのサービスを自由に選択できるものとし、事業者は、利用者が円滑にサービスを受けられるよう介護事業所や医療機関と連携を図る。			
住宅で対応できる医療的ケアの内容			
当住宅では看護師がいないため、常時医療行為が必要な方への対応はできません。 胃ろう・腸ろう・IVH・点滴管理・ストーマ処理・インシュリン注入管理医療行為が必要な場合は、協力医療機関との連携による対応が可能な場合があります。			
生活支援サービスの内容			
	基本サービス	料金	【提供方法】提供者：SOMPOケア株式会社
	状況把握(安否確認)	30,000 円 (税別)/月額	食事や外出等の機会を利用して、毎日少なくとも1回の本人の安否確認を行う。
	生活相談		生活、介護、健康等の相談及び外部事業者への情報提供や取次ぎ。生活相談を通じて入居者の心身の健康状況の把握に努めるものであり、介護、医療、食事サービスの紹介等を行う。
	緊急時対応		【9時～17時】利用者からの緊急通報を管理室、職員が携帯するPHSで受信し、突発的な事故、体調の急変などの場合に駆けつけ、必要な措置を講じるとともに、状況により協力医療機関及び利用者の家族等への連絡を行う。 【17時～翌9時】併設の介護保険事業等の職員を兼務する者が併設事業所に待機しており、必要があれば住宅職員（生活支援スタッフ）として上記内容の対応を行う。
	アクティビティサービスの企画・運営		入居者に意向の確認を行い、内容に応じた講師の選任及び場所の提供を行う。(ただし、参加費用、材料費等が別途必要。)
	自治会の事務局の運営の補助		建物の入居者によって自発的に組織されるものであるが、その事務局運営のサポートを行う。
	簡単な営繕作業		蛍光灯の取替え等、専門の業者でなくても作業が可能なもの。
上記以外の生活支援サービス等 (当社では入居者様の希望により、以下のサービスを提供します。なお、当社以外の外部サービスを利用することもできます。)			
	サービスの種類	料金	(提供内容・方法・提供者)
	食事サービス 【提供者】 SOMPO ケアフーズ株式会社	56,370 円(税込)／月	【食費の日額】 3食セット(朝・昼・夜)の場合 1,879 円(税込) 昼・夜食セットの場合 1,518 円(税込) 朝食のみの場合 572 円(税込) 昼食のみの場合 858 円(税込) 夜食のみの場合 803 円(税込)

医療連携の内容	
協力医療機関	
協力医療機関	
協力歯科医療機関	

5. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法	
	【生活支援サービス】翌月分の債務を請求。1か月に満たない期間の利用料は、利用料の月額から1か月を30日で日割計算した額とする。ただし、1円未満の端数は四捨五入するものとする。 【食事サービス】別途契約のとおりとする。
支払方法	
	【生活支援サービス】指定の金融機関の口座から、毎月28日(金融機関が休日の場合は翌営業日)に引落としを行う。 【食事サービス】別途契約のとおりとする。

6. 生活支援サービス利用者からの苦情に対応する窓口等の状況

利用者からの苦情に対応する窓口等の状況					
	窓口の名称	お客様相談室		株式会社ナミキ 賃貸管理部	
	電話番号	0 1 2 0 - 6 5 - 1 1 9 2		0 3 - 3 9 3 9 - 4 2 8 1	
	対応している時間	平日	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	平日	9 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0
		土曜		土曜	9 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0
		日曜		日曜	9 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0
		祝日		祝日	9 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0
定休日	土日祝・年末年始		年末年始		
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応					
	具体的な対応	本サービス提供にあたって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者に損害が発生した場合には、速やかに利用者に対して当該損害の賠償をする。ただし、利用者に過失がある場合には、賠償額を減ずることができる。			
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取り組みの状況					
	あり	実施日			
		結果の開示	1 あり	2 なし	
なし					

7. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等		
	住宅正面玄関は、オートロックとなっております。 長期外泊時は、生活支援サービススタッフへご連絡下さい。	
共用施設の利用について		
	特別浴室	居室の浴室が利用不可能な、重度の介助が必要な場合に利用できる浴室です。
	食堂	食事サービスの提供やアクティビティサービスや談話など、自由にお使いいただけます。
ゴミ処理について		
	日時の指定なくご利用いただけます。	

8. 契約の解除内容等

入居者からの解約		
	利用者は、事業者に対して少なくとも1ヶ月前までに、利用者または連帯保証人もしくは身元引受人により、事業者（コールセンター03-3939-4281）に解約の旨、届出をすることにより本契約を解約することができる。 2. 前項の規定にかかわらず、利用者は、所定の解約届の日から1か月分の賃料及び共益費(本契約の解約後の賃料及び共益費相当額を含む。)並びに「生活支援サービス利用契約書」に定める利用料の1か月分を事業者に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1か月を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。 3. 利用者が、入居日から入居月の翌月末日までの日をもって、本契約を解約する場合には、前各項の規定は適用しない。この場合、利用者は、所定の解約届を提出することにより、その解約届提出日から入居月の翌月末日までの間、随時に本契約を解約することができる。	
	解約時の連絡先	株式会社ナミキ 賃貸管理部 03-3939-4281
事業者からの解除		
	1. 賃貸借契約書の第15条による。	

9. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況		
	(有)	無 (東京海上日動火災保険株式会社)

説明年月日 年 月 日

利用者に対して、生活支援サービス利用契約書、生活支援サービス重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

住 所 東京都板橋区成増 3-12-1

株式会社ナミキ

代表者 代表取締役 蒲澤 亮太

印

説明者

印

私は、上記事業者から、生活支援サービス利用契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

住 所

利用者名

印

